

令和2年度

学校いじめ防止基本方策



平成25年 10月11日
文部科学大臣決定

本部町立 本部小学校

TEL 0980-47-2202
FAX 0980-47-0000

E-mail: motobu-syo@edu.town.motobu.okinawa.jp

※ いじめ防止基本方針の策定について（法的根拠）

第183回 通常国会に於いて成立し、平成25年法律第71号として平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」については、平成25年9月28日に施行された。「いじめ防止基本方針」の策定については、**国・学校は「策定義務」**、地方公共団体には「策定の努力義務」がある。（第11条～第13条）

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

国の基本的な方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、文部科学大臣は、いじめの防止等の為の対策を総合的かつ効果的に推進する為に策定されたものである。

各学校は、国の基本方針、地域基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向や、取り組み内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めることが義務づけられたのである。

■ いじめの防止等のために学校が実施すべき施策 ■

1 いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置 【いじめ防止対策推進法が定める組織】

(1) いじめ防止基本方針の策定

- i) 学校は、国の基本方針又は地域基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。（第13条）

(2) 組織等の設置

- i) 学校は、当該学校に於けるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う為、複数の教職員・心理、福祉等の専門知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。（第22条）
- ii) 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。（第28条）

〔1〕いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの生徒達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期対応に取り組まなければなりません。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められます。

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布）

（定義）

第2条 この法律に於いて「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律に於いて「学校」とは、学校教育法（第1条）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律に於いて「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律に於いて「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう務めることが必要である。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校に於けるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

○「一定の人間関係」とは

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、何らかの人間関係を指す。

○「物理的な影響」とは、

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

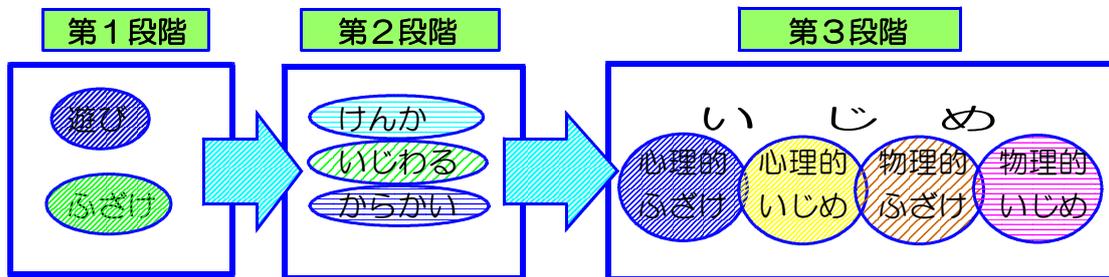
2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑧は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識です。

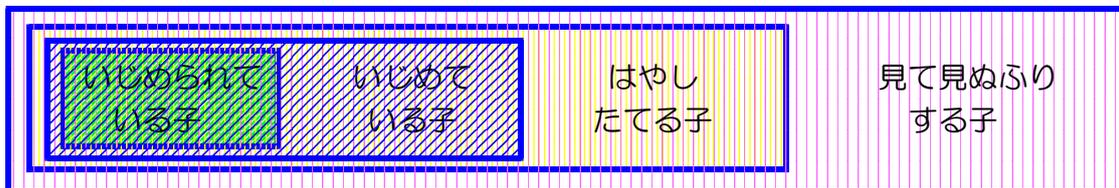
(1) 「いじめ」とは何か

- ① 「いじめ」とは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② 「いじめ」とは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ 「いじめ」とは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 「いじめ」とは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ 「いじめ」とは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ 「いじめ」とは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ 「いじめ」とは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ 「いじめ」とは、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組むべき問題である。

(2) 「いじめ」の進行



(3) 「いじめ」の四層構造



いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる子どもがいて、同時にその周囲には、いじめに加わる同調集団がいて、いじめられている子どもが孤立しています。いじめを受けている子どもから見れば、回りでははやしたてる子も、見て見ぬ振りする子どもも「いじめている人」に見えます。これらの関係は、短期間で変わることもあります。

(4) 「いじめ」の変遷

発生と 内容 変遷過程		「いじめ」の態様・内容	
		いじめられる側	いじめる側
		個の行動・状況	複数の行動・状況
学 校 の 対 応 ・ 関 係 機 関 と の 連 携	群れ 遊び	◎ 遊びや生活を通して、互いにふざけたり、じゃれ合ったり、いさかいがあつたりする（「遊び仲間」対等・平等の関係）	
	初 期 萌 芽	◆ 度重なる ふざけ・からかいなどを不快に感じるようになる （支配・服従関係の萌芽）	◆ 立場を入れ替えながら、ふざけ・いじわる・からかいなどを行うようになる （支配・服従関係の萌芽）
	前 期 恐 れ	◆ 多人数による「いじめ」に恐れを感じるようになる （支配・服従関係の成立）	◆ ターゲットを固定し、仲間を誘い、複数で「いじめ」を繰り返す （仲間の存在、安心感）
	中 期 訴 え	◆ 周囲の仲間、友達の行動や態度が気になる （いじめのサイン）	◆ 周囲の仲間の反応を気にしている （いわゆる「チクリ」の心配）
	後 期 諦 め	◆ 無関心を装い、傍観的な態度の友達を見て「訴え」を諦める （見て見ぬふりする人間関係）	◆ 周囲の動向を見定め、仲間に「いじめ」を示唆、命令する （自己のいじめ隠蔽）
	自 尊 機 関	◆ 親や教師に訴えた後の報復や暴力などを極端に恐れる （訴える気持ちになれない状況）	◆ 暴力行為等をしばしば繰り返す （本人及び周囲の友達に対する「チクリ」の防止策）
	連 携 期 自 尊	◆ 「いじめ」そのものの事実を自ら否定する （自尊感情の動揺）	◆ 暴力行為の他に金品の強要、使い走り等が生じる （チクリ・訴え等絶無の感触）
	末 期 否 定	◆ 耐えきれず「自殺・転校」等考えるようになる （自己否定の考え方の実行）	◆ 暴力行為や金品の強要などが学校内外でますます激しくなる （「無法」といえる状態への発展・継続）

(5) 「いじめ」の態様

手段による「いじめ」	動機による「いじめ」
<ul style="list-style-type: none"> ① 言葉での脅し ② 冷やかし・からかい ③ 持ち物隠し ④ 仲間はずれ ⑤ 集団による無視 ⑥ 暴力を振るう ⑦ たかり ⑧ お節介・親切の押しつけ ⑨ いやな行為の強要 ⑩ パソコン等での誹謗中傷 等 	<ul style="list-style-type: none"> A 怒りや憎しみからのいじめ B うっ憤晴らしからのいじめ C 性格的な偏りからのいじめ D 関心を引くためのいじめ E 隠された楽しみのためのいじめ F 仲間に引き入れるためのいじめ G 違和感からのいじめ H その他

